

平成26年5月9日 開 会

平成26年5月9日 閉 会

平成26年第1回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

5月9日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○欠 員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	5
○開 会（午前10時00分）	6
○日程第1 会議録署名議員の指名について	6
○日程第2 会期の決定について	6
○日程第3 諸般の報告について	6
○日程第4 報第2号 平成25年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6
○日程第5 承第1号から日程第7 承第3号まで及び日程第8 議第29号から日程第11 議第32号まで	6
林市長提案説明	7
○日程第12 質 疑（承第1号から承第3号まで及び議第29号から議第32号まで）	10
7番 寺町知正議員質疑	10
林市民環境課長答弁	10
7番 寺町知正議員質疑	10
○休 憩（午前10時17分）	10
○再 開（午前10時17分）	11
森田教育長答弁	11
7番 寺町知正議員質疑	11
谷村産業課長答弁	11
7番 寺町知正議員質疑	12
谷村産業課長答弁	12
7番 寺町知正議員質疑	13
谷村産業課長答弁	13

○日程第13 討 論 (承第1号から承第3号まで及び議第29号から議第32号まで) …	14
○日程第14 採 決 (承第1号から承第3号まで及び議第29号から議第32号まで) …	14
○休 憩 (午前10時31分) ……………	16
○再 開 (午前10時45分) ……………	16
○追加日程第1 議長の辞職について……………	16
○追加日程第2 議長の選挙について……………	17
○休 憩 (午前10時59分) ……………	19
○再 開 (午前11時15分) ……………	19
○追加日程第3 副議長の辞職について……………	19
○追加日程第4 副議長の選挙について……………	20
○日程第15 常任委員会委員の選任について……………	22
○休 憩 (午前11時30分) ……………	22
○再 開 (午前11時53分) ……………	22
○日程第16 議会運営委員会委員の選任について……………	22
○休 憩 (午前11時54分) ……………	23
○再 開 (午後0時08分) ……………	23
○休 憩 (午後0時08分) ……………	23
○再 開 (午後1時00分) ……………	23
○追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	24
○日程第17 特別委員会委員の選任について……………	24
○休 憩 (午後1時02分) ……………	24
○再 開 (午後1時20分) ……………	24
○追加日程第6 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について……………	25
○休 憩 (午後1時29分) ……………	26
○再 開 (午後1時32分) ……………	27
○追加日程第7 議第33号 山県市監査委員の選任同意について……………	27
林市長提案説明……………	27
○追加日程第8 質 疑……………	27
○追加日程第9 討 論……………	28
○追加日程第10 採 決……………	28
○閉 会 (午後1時37分) ……………	29
○会議録署名者……………	29

平成26年5月9日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

平成26年第1回

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第1号 5月9日（金曜日）

-
- 議事日程 第1号 平成26年5月9日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第2号 平成25年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第5 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 承第3号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第8 議第29号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第9 議第30号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第10 議第31号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 日程第11 議第32号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第12 質 疑
- 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 議第29号 山県市公平委員会委員の選任同意について
- 議第30号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第31号 山県市教育委員会委員の任命同意について
- 議第32号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第13 討 論
- 承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 承第3号 平成26年度山口市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 議第29号 山口市公平委員会委員の選任同意について
- 議第30号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 議第31号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 議第32号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第14 採 決
- 承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 平成26年度山口市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 議第29号 山口市公平委員会委員の選任同意について
- 議第30号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 議第31号 山口市教育委員会委員の任命同意について
- 議第32号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第15 常任委員会委員の選任について
- 日程第16 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第17 特別委員会委員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第2号 平成25年度山口市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第5 承第1号 山口市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 承第2号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 承第3号 平成26年度山口市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第8 議第29号 山口市公平委員会委員の選任同意について
- 日程第9 議第30号 山口市教育委員会委員の任命同意について

日程第10	議第31号	山県市教育委員会委員の任命同意について
日程第11	議第32号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第12	質 疑	
	承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第3号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
	議第29号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第30号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第31号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第32号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第13	討 論	
	承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第3号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
	議第29号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第30号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第31号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第32号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第14	採 決	
	承第1号	山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第2号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
	承第3号	平成26年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
	議第29号	山県市公平委員会委員の選任同意について
	議第30号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第31号	山県市教育委員会委員の任命同意について
	議第32号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について

- 日程第15 常任委員会委員の選任について
日程第16 議会運営委員会委員の選任について
日程第17 特別委員会委員の選任について
追加日程第1 議長の辞職について
追加日程第2 議長の選挙について
追加日程第3 副議長の辞職について
追加日程第4 副議長の選挙について
追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第6 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
追加日程第7 議第33号 山県市監査委員の選任同意について
追加日程第8 質 疑
追加日程第9 討 論
追加日程第10 採 決
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 恩田佳幸君 | 2番 | 山崎通君 |
| 3番 | 吉田茂広君 | 4番 | 上野欣也君 |
| 5番 | 石神真君 | 6番 | 杉山正樹君 |
| 7番 | 寺町知正君 | 8番 | 尾関律子君 |
| 9番 | 横山哲夫君 | 10番 | 武藤孝成君 |
| 11番 | 藤根圓六君 | 12番 | 影山春男君 |
| 13番 | 村瀬伊織君 | | |
-

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 市長 | 林宏優君 | 副市長 | 宇野邦朗君 |
| 教育長 | 森田正男君 | 総務課長 | 関谷英治君 |
| 企画財政課長 | 久保田裕司君 | 税務課長 | 奥田英彦君 |

市民環境課長	林 早 笑 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	中 村 孝 君	産業課長	谷 村 勝 美 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
会計管理者	遠 山 治 彦 君	消 防 長	横 山 智 君
学校教育課長	渡 辺 千 俊 君	生涯学習課長	佐 村 光 仁 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹 村 勇 司	書 記	林 強 臣
書 記	大 野 幹 根		

午前10時00分開会

○議長（横山哲夫君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第1回山県市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（横山哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、10番 武藤孝成君、11番 藤根圓六君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（横山哲夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第3、諸般の報告について。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成26年2月から4月までの例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第2号 平成25年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（横山哲夫君） 日程第4、報第2号 平成25年度山県市水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件でありますので、御承知おきください。

日程第5 承第1号から日程第7 承第3号まで及び日程第8 議第29号から日程第11

議第32号まで

○議長（横山哲夫君） 日程第5、承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第6、承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第7、承第3号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、日程第8、議第29号 山県市公平委員会委員の選任同意について、日程第9、議第30号 山県市教育委員会委員の任命同意について、日程第10、議第31号 山県市教育委員会委員の任命同意について、日程第11、議第32号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、以上7議案を一括議題とし、林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年山県市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、早朝より御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、本年度も改まりまして1カ月ほどが経過したわけですが、平成26年度におきましては、新規の採用の職員12名を採用したことによりまして、合併以来、初めて職員数が増加することとなり、定期の人事異動とあわせて、執行部も新たな体制で事業年度のスタートを切ったところでございます。

こうした中、私の考えております本市のまちづくりビジョンの1つであります交通弱者のためのバスの利用につきまして、先月7日から、高齢者や身体障がい者を対象に、乗降の手助けなどをさせていただくバスヘルパーサービスを開始いたしました。現在は、10名のボランティアの方々にハーバスの2路線と岐阜バスの岐北線の3路線に同乗してサービスを行っていただいておりますが、今後におきましては、このバスヘルパーをふやし、より一層のサービスの向上を図っていきたいと考えております。

さらに、先月6日でございますが、本市では初めて、県外の愛知県の日進市と災害時における相互応援に関する協定の締結を行いました。大規模な災害で被害を受けた場合に備えて、市の応急対策と復旧活動を迅速で円滑に行うために、食料ですとか日常生活必需品の供給、あるいは被災者の救援と救助活動、こうしたことに必要な車両や医薬品の提供などを盛り込んだ協定書を取り交わしたところでございます。

今後におきましても、迅速で広域的な災害対策を実施できるよう、他の地方公共団体や民間団体などとの協定を締結していくとともに、日進市とは、防災分野にかかわらず、多岐にわたり交流を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、今年度を都市計画元年と位置づけまして、地域の発展に多大な効果を発揮する

ことが期待されております東海環状自動車道西回りルートの開通を視野に入れまして、未来へのビジョンを描いていくなど、本市が活気づくような都市計画などの見直しを初め、各種施策を展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御理解をいただきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提案いたしております議案は、専決処分案件3件、人事案件4件の計7案件でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1、承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分及び承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、山県市税条例及び山県市国民健康保険税条例の一部改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、それぞれ本年の3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

山県市税条例の具体的な改正内容につきましては、主に肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例及び優良住宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例が3年間延長されたことによる改正でございます。

また、山県市国民健康保険税条例につきましては、国民健康保険税額の算定に係る後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げることに加え、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を一部変更する改正でございます。

次に、資料ナンバー3、承第3号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,500万円を追加し、その総額を128億500万円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月25日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

具体的な内容につきましては、前年度に引き続き、総務省の地域経済循環創造事業交付金として本市内の企業の事業申請額が満額で採択されることになりましたので、これに係る補助金の支出を追加補正し、その全額を国庫補助金として歳入に計上したものでございます。

当該事業内容は、地元企業が主体となって、地元農家等と連携しながら地域活性化を目指すべく、観光農園としてのイチゴハウスの建設費用等に対する補助金でございます。

なお、国の前年度の補正予算絡みでございまして、事業者としてもこの年度内に完工

するためにも早期に事業着手したいとの意向があり、専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、資料ナンバー 1、議第29号 山口市公平委員会委員の選任同意につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、山口市藤倉639番地6にお住まいの上野敏信氏を公平委員会委員に再任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。任期は4年でございます。

上野氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関しても識見を有しておられ、適任でございますので、よろしく願いをいたします。

次に、議第30号及び議第31号 山口市教育委員会委員の任命同意につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第4項の規定により、教育委員会委員に山口市高富2201番地1にお住まいの藤岡 功氏を再任し、山口市高木1546番地1にお住まいの川田八重子氏を新たに任命することにつきまして、議会の同意を求めます。任期は4年で、新たに任命する川田氏は前任者の残任期間である平成27年5月14日まででございます。

藤岡氏は、保護者としての立場から教育行政に対し情熱的に取り組まれ、責任感が強く、公平で誠実な人柄であり、適任者であります。また、川田氏は、長きにわたり岐阜県職員として奉職され、現在は定年退職されて、地域における幅広い活動に積極的に参加され、公平で誠実な人柄で市民からの信望も厚く、適任者でありますので、議会の同意をお願いいたします。

次に、議第32号 山口市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、山口市高富財産区管理委員会委員7名のうち、1名の委員の辞任に伴いまして、山口市高富財産区管理条例第3条の規定により、新たに渡邊晴臣氏を選任することにつきまして、議会の同意を求めます。任期は、前任者の残任期間であります平成27年6月5日まででございます。

高富財産区管理委員会の委員は、財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山口市議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することになっており、渡邊氏は、これらの資格を有し、大北自治会長として御活躍いただいておりますので、議会の同意をお願いいたします。

以上、本臨時会に提案しました議案について、十分御審議を賜りまして、適切なる御決定をお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（横山哲夫君） 御苦労さまでした。

日程第12 質疑

○議長（横山哲夫君） 日程第12、質疑。

これより、承第1号から承第3号及び議第29号から議第32号までの質疑を行います。
発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○7番（寺町知正君） それでは、まず、資料1の議案書の順ですけれども、5ページの承第2号です。国保税の関係ですけれども、課税の限度額を14万から16万、12万から14万に引き上げるという説明でした。

具体的に、対象となるおおよその人数と、それから、市のほうは歳入がふえるわけですけど、おおよそでいいですので、どれくらいこのことによって歳入がふえるのか、その見込みをお願いします。

○議長（横山哲夫君） 林市民環境課長。

○市民環境課長（林 早笑君） 御質問にお答えします。

県の行政情報センターの平成26年1月の税額算定データによりますと、国民健康保険税の限度額世帯は、医療給付分と後期高齢者支援分、介護給付分を合わせて延べ348世帯でございます。今回の限度額改正によりますと、延べ299世帯、世帯人員は把握しておりません、世帯数でいくと299世帯で、課税額は284万円の増額が見込まれます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） わかりました。

では、次ですけれども、議案書の8ページから9ページ、議第30号と31号ですけど、教育委員会委員の任命同意ということで、教育長にお聞きしたいんですけども、教育委員の人員の構成のことについて、たしか5年から七、八年前、国から、子供を持っている保護者の人を委員にできるだけしてほしいと、しなさいと、できれば委員の半数ぐらいはという通知があったというふうに私は理解していて、この議場でも問いかけたことがあると思うんですけど、そのことについて、1つは、教育長の見解をお聞きしたいということと、実際に、今回2名更新、他の方も当然いるわけですが、山県市の教育委員会委員の、国が言う半数以上は実際に子供を持っている人ということと照らした現状はどうなんでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（横山哲夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

森田教育長。

○教育長（森田正男君） 済みませんでした。

今の、保護者を教育委員会の中にとというのは、議員おっしゃるとおり、数年前にそういうのが委員会構成の中で出てまいりました。1名以上をとということになっておるかとは私は記憶しておりますので、藤岡さんが1期、保護者の代表という形で入っておられます。それから、先ほど市長のほう提案くださったように、3名のお子さんを持っておられまして、18歳までに至っていない方がまだ2人みえますので、この方をもって私どもの教育委員会に保護者の代表という形で参加をしておっていただきます。そういう考え方でおります。

以上です。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 私の記憶は半数以上と思ったんですけど、教育長は1名以上ではないかということで、一度点検してまた確認します。

では、次ですけど、資料の3、補正予算ですね、これの一番後ろの4ページです。

提案説明では観光農園という事業だということですけど、少し具体的にお聞きしたいんですが、まず、事業主体はどういったところかということですね。市長の説明では、株式会社が地元の農家の人たちとということでしたけど、もう少し具体的に、事業主体がどういうところかということ。

それから、総事業費はどれくらいを予定しているのか。3,500万円の補助だとかなりな事業だと思うので、事業費、それから場所、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） お答えします。

まず、事業主体でございますけれども、美山の乾にお住まいの株式会社大雅でございます。総事業費は5,250万円で、国のほうへ申請をさせていただきました。

その主な内容は、先ほど市長が申し上げたように、ビニールハウスが主でございます。これが約5,090万円でございます。あと、井戸の掘削と、観光農園ですので受付等のハウスを建てられるということでございます。

ちなみに、ビニールハウスの大きさですけれども、間口が6メートル、それが6連続しておりまして、長さが51メートルの計画でございます。5,250万円のうちの3,500万円

ですので、約3分の2の補助をいただけるという形になります。

場所につきましては、伊自良のサークルKがございますちょっと西へ行ったところのてんこもりさんがございます、てんこもりさんの北側でございます。面積は、約2,340平方メートルを借地で借りられまして、そこで行うということでございます。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今の答弁で、まず確認したいのは、ビニールハウスということ、間口6メートルで51メートルが6連棟ということでしたけど、これは、普通の簡易のパイプハウスなのか、鉄骨のフレームのハウスなのかということと、6連というのは、いわば独立したものではなくて、屋根が続いていく、中は1つだという意味の6連なのかどうか。

なぜお聞きするかというと、雪が降ったときに心配というのは連棟のことですし、ここの春の大雪でも連棟のハウスはほとんど潰れたというのが東北とか関東でしたので、そのあたりの確認ということですね。

それから、もう一つは、じゃ、イチゴはシーズンものですが、その裏作は何かするのかわからないのかとか、そこは補助との関係で、何でもつくってもいいですよなのかどうかということですね。

それと、観光農園ということですけど、具体的にどういった業務形態をするのか。あるいは、予定の利用人数の見込み。それから、時期を急ぎたいということだったんですけど、いつごろ設置工事をして、いつごろから具体的な観光農園業務を始めるのか、そのあたりのスケジュール、いかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） まず、構造につきましては、国のほうへ申請したのは先ほど申し上げた6連ですので、続いております、単独ではございませんので、軽量鉄骨でいかれるということになります。当然、雪のことも心配してみえますので、そこら辺は対応されているというふうに思っております。

そして、イチゴの裏ということ、裏作になるとは思いますけれども、今回はイチゴの観光農園ということで、ファミリーを中心に募集をし、行いたいということを考えてみえます。

そして、いつごろかということでございますけれども、スケジュール的には、先ほど申し上げました農地のほうが借地でございますので、5月の農業委員会に農地法の3条許可をもう既にとられまして、6月にハウスの着工をするということをお願いござい

す。そして、8月には、観光農園の管理人とか雇用の確保ということで、雇用につきましても地元の雇用ということを総務省のほうは示しておりますので、雇用のほうの準備に入るということを聞いております。そして、10月からイチゴの定植をし、そして12月には出荷をしたいと。出荷及び、いわゆる観光農園ですので募集をし、要するに農園として活動していきたいということを聞いております。

以上でございます。

○議長（横山哲夫君） 寺町知正君。

○7番（寺町知正君） 今、答えがなかったと受けとめたんですけど、裏作ですね。イチゴをつくって、次の作付までは、今の話だと、10月からつくるということは、夏はちょっとだけお休みするのもかもしれないけど、一応その確認でお聞きしたいということと、あと、補助金ということで気になることがある。

それは、例えば補助金って二十何年から30年ぐらい返還義務があると思うんですけども、例えば、時代が変わって、イチゴであったものを、つくるものを転換したい、ハウスはそのままといった場合に、返還義務が生ずるのではないかという懸念を持つわけですけども、そのあたりを、作物を変えるのはいいのか悪いのか、あるいは、返還義務が終了するのは何年なのかというところですね。

もう一点は、万が一その事業が観光農園ということであまりうまくいかなかったときに、いざ事業として失敗した場合、それは、補助金はどういったふうに帰趨するのか、どうなっていくのかというところはいかがでしょうか。

○議長（横山哲夫君） 谷村産業課長。

○産業課長（谷村勝美君） 先ほど、済みません、裏作はということで話をしましたが、答えをしませんで申しわけありませんでした。

裏作は、今のところ、ありませんということです、イチゴだけで。株式会社大雅さんにつきましては、実は美山のほうで土づくりもしておいて、その出荷もされております。当然その土を使って今回イチゴを栽培されるということで、大雅さんにつきましては、既にもうイチゴを栽培してみえて、出荷もされております。イチゴからほかのものに変えるということは、当面、今の経営からいうと、ないというようなことを聞いております。

補助金の返還というか、もしうまくいかなかったらいつごろまで、いつごろというか、返還のいわゆる耐用年数というのか、それはごめんなさい、調べておりませんが、これは、銀行のほうもきちっと借りて行うということになっていきますので、銀行のほうも借りることもしっかりと決まっております、全てが保証されておるようなことでこ

の事業が採択になったということで進んでおりますので、私のほうとしては、将来的にうまくいかなかったというようなことは、今のところ考えておりません。

以上です。

〔「イチゴからほかの作物に変えることはできるかどうかについては、お答えがないです」と呼ぶ者あり〕

○産業課長（谷村勝美君） それにつきましては、一応国のほうへは観光いちご園ということで、イチゴというふうに明確にうたっておりますので、もしイチゴから変えられるとなれば国のほうとの協議になろうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（横山哲夫君） そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第1号から承第3号及び議第29号から議第32号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第1号から承第3号及び議第29号から議第32号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、承第1号から承第3号及び議第29号から議第32号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第13 討論

○議長（横山哲夫君） 日程第13、討論。

これより、承第1号から承第3号及び議第29号から議第32号までの討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、承第1号から承第3号及び議第29号から議第32号までの討論を終結いたします。

日程第14 採決

○議長（横山哲夫君） 日程第14、採決。

ただいまから、採決を行います。

承第1号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第2号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

承第3号 平成26年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第29号 山県市公平委員会委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第30号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第31号 山県市教育委員会委員の任命同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第32号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山哲夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。議場の時計で10時45分に再開いたします。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

○副議長（石神 真君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議長の横山哲夫君より議長の辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力、お願いいたします。

お諮りします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、横山哲夫君の除斥を求めます。

〔横山哲夫議員 退場〕

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（石神 真君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題にします。

事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○副議長（石神 真君） ありがとうございます。

お諮りいたします。

横山哲夫君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、横山哲夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

横山哲夫君の入場を許可します。

〔横山哲夫議員 入場〕

○副議長（石神 真君） 横山哲夫君に申し上げます。横山哲夫君が議長を辞職することは許可されました。

ここで、横山前議長に退任の御挨拶をお願いいたします。

○9番（横山哲夫君） ただいま辞職のお認めをいただきました。

昨年の臨時会から1年間、議長として、石神副議長以下議員の皆様、それから林市長、宇野副市長、森田教育長ほか執行部の皆様、それから竹村事務局長以下議会事務局の方々には、1年間本当にお世話になりました。おかげさまで大過なくというか、皆さんにはいろいろ御意見もあると思いますけど、私なりに過ごさせていただきました。

これからは一議員として、山縣市市政発展のため、また、議会の発展のため、一生懸命努力する所存でございます。今後ともよろしくお願いいたしますと同時に、1年間の御礼を申し上げ、簡単ですけど、御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

〔拍 手〕

○副議長（石神 真君） 御苦労さまでした。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（石神 真君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（石神 真君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番 影山春男君、13番 村瀬伊織君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（石神 真君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確 認〕

○副議長（石神 真君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（石神 真君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○副議長（石神 真君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（石神 真君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

影山春男君、村瀬伊織君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（石神 真君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票9票、無効投票4票。

有効投票中、杉山正樹君8票、石神 真君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、杉山正樹君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（石神 真君） ただいま議長に当選されました杉山正樹君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

杉山正樹君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（杉山正樹君） ただいま議長に推挙をいただきまして、まことにありがとうございました。

今後も、この議会が市民の皆さんから信頼され期待されるよう、私も運営に努力して

まいりたいと思います。皆様方の御協力と一層の奮起をお願い申し上げ、挨拶といたします。

〔拍手〕

○副議長（石神 真君） 暫時休憩をいたします。議場の時計で11時15分、再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時15分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に副議長の石神 真君より副議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、石神 真君の除斥を求めます。

〔石神 真議員 退場〕

追加日程第3 副議長の辞職について

○議長（杉山正樹君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題にいたします。
事務局、辞職願の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○議長（杉山正樹君） お諮りいたします。

石神 真君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、石神 真君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

石神 真君の入場を許可します。

〔石神 真議員 入場〕

○議長（杉山正樹君） 石神 真君に申し上げます。石神 真君が副議長を辞職することは許可されました。

ここで、石神 真前副議長に退任の御挨拶をお願いします。

○5番（石神 真君） この1年間、副議長という職務をさせていただきました。就任当時は議長を補佐しと言いましたが、逆に、議長に補佐されることが多くありましたが、この1年間本当にいろんな勉強をさせていただきました。

特に中濃十市、東海議長会など、外に出ると本当に井の中のカワズだということがよくわかる場所があります。やはり変えていくところは、新しく変えていかなければならない。それが山県市の議会だと思っております。

また、この1年間、市の職員の方々にもいろいろ御迷惑をかけたと思います。また今後は一兵卒に戻り、皆さんと一緒に山県市のために頑張りたいと思います。

ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（杉山正樹君） 御苦労さまでした。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（杉山正樹君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山正樹君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 恩田佳幸君、9番 横山哲夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山正樹君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔確認〕

○議長（杉山正樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山正樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（杉山正樹君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

恩田佳幸君、横山哲夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（杉山正樹君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票数10票、無効投票3票。

有効投票中、尾関律子君8票、石神真君1票、上野欣也君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、尾関律子君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（杉山正樹君） ただいま副議長に当選されました尾関律子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

尾関律子君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（尾関律子君） ただいま副議長に御推挙いただきまして、ありがとうございますました。

議長の補佐役として、山県市の市民の皆様の御意見を議会がより深く組み込んで、議会の発展の力になっていけたらと思います。

簡単ではありますが、議員の皆様のお協力とまた御理解をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

〔拍 手〕

日程第15 常任委員会委員の選任について

○議長（杉山正樹君） 日程第15、常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務産業建設委員会委員に恩田佳幸君、山崎 通君、吉田茂広君、石神 真君、杉山正樹、横山哲夫君。

厚生文教委員会委員に上野欣也君、寺町知正君、尾関律子君、武藤孝成君、藤根圓六君、影山春男君、村瀬伊織君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、平成27年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、平成27年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定しました。

これより、各常任委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

委員会の開催場所の指定をいたします。

総務産業建設委員会は第1委員会室、厚生文教委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時53分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告をいたします。

総務産業建設委員会委員長、吉田茂広君、副委員長、横山哲夫君。

厚生文教委員会委員長、武藤孝成君、副委員長、影山春男君。

以上であります。

日程第16 議会運営委員会委員の選任について

○議長（杉山正樹君） 日程第16、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、吉田茂広君、石神 真君、寺町知正君、横山哲夫君、武藤孝成君を指名します。

お諮りします。

ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、平成27年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、平成27年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定しました。

これより、議会運営委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

場所は第1委員会室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後0時08分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、横山哲夫君、副委員長、石神 真君。

以上であります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時より再開いたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長から、定例会の会期等、議会の運営に関する事項について調査するため、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

本件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。閉会中の継続調査申出書の件を日程に追加

し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（杉山正樹君） 追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題にします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第17 特別委員会委員の選任について

○議長（杉山正樹君） 日程第17、特別委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、議会改革特別委員会委員に山崎 通君、上野欣也君、石神 真君、寺町知正君、尾関律子君、影山春男君。

まちづくり特別委員会委員に恩田佳幸君、吉田茂広君、横山哲夫君、武藤孝成君、藤根圓六君、村瀬伊織君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の任期は、議会議員の任期満了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、議会議員の任期満了までと決定いたしました。

これより、各特別委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

議会改革特別委員会は第1委員会室、まちづくり特別委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時02分休憩

午後1時20分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、石神 真君、副委員長、上野欣也君。

まちづくり特別委員会委員長、藤根圓六君、副委員長、吉田茂広君。

以上であります。

先ほど尾関律子君が副議長に就任されました。副議長は組合同規約第5条第2項に基づき組合議員となりますので、議会選出議員の岐北衛生施設利用組合議員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第6 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

○議長（杉山正樹君） 追加日程第6、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山正樹君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番 山崎 通君、3番 吉田茂広君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山正樹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（杉山正樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山正樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（杉山正樹君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

山崎 通君、吉田茂広君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（杉山正樹君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票10票、無効投票3票。

有効投票中、村瀬伊織君9票、上野欣也君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、村瀬伊織君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（杉山正樹君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました村瀬伊織君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

村瀬伊織君、当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

○13番（村瀬伊織君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員として御推挙いただきまして、ありがとうございます。

今、岐北衛生でも、岐北斎場におきましては利用者が大変少ないというようなこともありまして、広域の議員として利用者がふえるようにまた努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（杉山正樹君） 暫時休憩をいたします。

午後1時29分休憩

午後 1 時32分再開

○議長（杉山正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま市長から議第33号が提出されました。

議第33号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、議第33号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、上野欣也君の除斥を求めます。

〔上野欣也議員 退場〕

追加日程第7 議第33号 山県市監査委員の選任同意について

○議長（杉山正樹君） 追加日程第7、議第33号 山県市監査委員の選任同意についてを議題とし、林市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 午前中の本臨時会におきまして、杉山正樹議員が議長に、尾関律子議員が副議長にそれぞれ選任されました。まことにおめでとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第33号 山県市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は議会議員から選出することになっております。本日、議会選出の監査委員である杉山正樹議員から辞職願が提出され、受理いたしましたので、後任の監査委員に上野欣也議員を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

上野議員は、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきまして、知識、経験も豊富で適任であります。

十分な御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

追加日程第8 質疑

○議長（杉山正樹君） これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第33号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第33号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、議第33号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第9 討論

○議長（杉山正樹君） ただいまから、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

追加日程第10 採決

○議長（杉山正樹君） ただいまから、採決を行います。

議第33号 山縣市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉山正樹君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

上野君の入場を許可します。

〔上野欣也議員 入場〕

○議長（杉山正樹君） 以上で、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成26年第1回山縣市議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 1 時37分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 横 山 哲 夫

山 県 市 議 会 議 長 杉 山 正 樹

山 県 市 議 会 副 議 長 石 神 真

10 番 議 員 武 藤 孝 成

11 番 議 員 藤 根 圓 六